

平成 26 年 2 月 1 日

各位

静岡県職員会館
もくせい会館

消費税の引き上げに伴う施設利用料金の改定について

記

拝啓 皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます

さて、平成 24 年 8 月に成立しました『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律』等において、消費税率(地方消費税率を含む。)が平成 26 年 4 月 1 日に 8%、平成 27 年 10 月 1 日に 10%とそれぞれ引き上げられることが規定され、平成 25 年 10 月 1 日の閣議において、消費税率を平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ引き上げることが決まりました。

消費税率の引き上げに伴い、平成 26 年 4 月 1 日以降のもくせい会館の施設利用については、3 月 31 日以前にご予約を頂いた場合であっても、一律に 8%の税率で課税されるため、新たな施設利用料金を適用させて頂くこととなりました。

平成 26 年 4 月 1 日以降の新たな施設利用料金(税込表示価格)は、現在調整作業を行っておりますので、決定次第、ホームページ上にて告知を行います。

皆様におかれましては、大変ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、ご理解ご了承を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具